

8	生活文化局	公益法人制度改革への対応
事業概要	<p>平成20年12月1日から新公益法人制度が施行され、明治29年の民法制定とともに始まった公益法人制度が抜本的に改革された。</p> <p>従来の社団法人・財団法人（特例民法法人）は、平成25年11月末までに公益社団法人・公益財団法人または一般社団法人・一般財団法人のいずれかに移行申請することが必要となり、移行申請を行わなかった場合には解散となる。</p> <p>都は、この公益法人制度改革に伴い、平成20年12月から公益認定及び移行認定・認可を行っている。</p> <p>なお、移行に当たっての認定・認可の基準を満たしているかどうかの判断は、民間有識者から構成される東京都公益認定等審議会が行う。</p>	
これまでの経過	<p>平成20年1月 東京都公益認定等審議会 発足 平成20年12月 公益法人制度改革関連3法 施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 ・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 <p>東京都公益認定等審議会は、民間有識者6名から構成され、概ね月に1回開催している。</p> <p>また、特例民法法人（社団法人・財団法人）に対して、新制度の概要や移行申請書の作成に関する説明会を開催するとともに、個別相談等を行ってきた。</p> <p>〔参考〕新制度施行時(平成20年12月1日)の所管法人数 838 法人</p>	
現在の進行状況	<p>平成22年度の説明会開催実績 計45回</p> <p>平成23年3月末までの申請状況（累計）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益社団・財団法人への移行認定 申請170件 処分165件 ・一般社団・財団法人への移行認可 申請46件 処分39件 	
今後の見通し	<p>今後とも、東京都公益認定等審議会を着実に運営し、公益法人制度改革を推進していく。</p> <p>また、移行申請を促進するため、引き続き、特例民法法人に対する説明会や個別相談会等を実施していく。</p>	
問い合わせ先	生活文化局 都民生活部 管理法人課	電話 03-5320-6727